

単品スライド条項の運用について

中東情勢の変化等による原材料等の価格高騰を受け、工事請負契約書第20条第6項（単品スライド条項）の運用について、改めてお知らせします。

問合せ先：苫小牧市 財政部行財政改革推進室契約担当 ☎ 0144-32-6216

1 単品スライド条項とは

工期内に主要な資材の価格が著しく変動したことに伴い、請負代金額が不適当となったときに、受注者より、請負代金の変更（単品スライド）を請求することができるとする条項です。

2 対象工事について

・主要な資材の価格が著しく変動したことに伴い、請負代金額が不適当となった残工期が2か月以上あるすべての工事。

☞中東情勢の変化を受けて、令和9年3月31日までは、**残工期が2か月未満となった工事であっても**、協議及び必要な手続期間の確保が可能である場合は、**請求が可能です**。

3 主要な資材について

単品スライドの対象となる品目及び材料は次のとおりです。

区分	品目	材料
鋼材類	鋼材類	H形鋼、異形棒鋼、厚板、ガードレール等 ※賃料や損料も対象とできる。ただし、非鉄金属は含まない。
燃料油	燃料油	ガソリン、軽油、混合油、重油、灯油
その他工事材料	コンクリート類	生コン、セメント、モルタル、コンクリート混和材等
	アスファルト類	アスファルト混合物、アスファルト乳剤、ストレートアスファルト、改質アスファルト等
	その他主要な工事材料	上記以外の主要な材料 ※対象となる材料は工事監督員と協議してください。

4 提出書類

「単品スライド協議請求書」のほか、対象数量、搬入・購入等の時期、購入先、単価・購入価格等が証明できる納品書、請求書、領収書などを提出してください。

※提出が難しい場合は、実勢価格を用いた算定も可能です。

また、**購入前であっても**請負金額が不適当となる見込みがあるときは、**協議請求することが可能です**。

5 単品スライドの対象判断について

「品目ごと」の変動額が請負代金の1%を超えた場合に対象となります。

※鋼材類と燃料油などの変動額の合計額で判断するものではありません。

※「品目ごとの変動額」とは、鋼材類であればH形鋼、異形棒鋼等、アスファルト類であればアスファルト混合物、アスファルト乳剤等の変動額を合計した額をいいます。品目間（例：コンクリート類とアスファルト類）の合算は行いません。

算定式は次のとおりです。

$$S \text{ 増額} = (M \text{ 変更鋼} - M \text{ 当初鋼}) + (M \text{ 変更油} - M \text{ 当初油}) + (M \text{ 変更材料} - M \text{ 当初材料}) - P \times 1/100$$

単品スライドの詳細は工事監督員へお問い合わせください。